社会福祉法人邦知会ハーモニー広沢 居宅介護支援事業所運営規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人邦知会が開設するハーモニー広沢指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等(以下「利用者」 という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の運営に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定のサービス事業者若しくは地域密着型介護サービス事業者、その他の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、 指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者、介護保険施設、障がい福祉制度の関係者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等と の連携に努める。
- 6 事業の提供に当たっては、医療機関との連携を密にし、必要な情報提供及び情報共有を行う。

(事業の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名称 社会福祉法人 邦知会 ハーモニー広沢
 - 二 所在地 群馬県桐生市広沢町6丁目332-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 事業所に勤務する職種、及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名 管理者は事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
 - 二 主任介護支援専門員 1名以上

- 三 介護支援専門員 3名以上 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 2 従業者の配置人数については、関係法令等に従い、最低認可基準以上の人数を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 一 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし国民の休日(当日が日曜日と重複する場合は翌月曜日)及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。
 - 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の内容)

- 第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
 - 一 居宅サービス計画作成
 - 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
 - 三 介護保健施設への紹介
 - 四 利用者に対する相談援助業務
 - 五 その他利用者に対する便官の提供

(居宅介護支援の提供方法)

- 第8条 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所 又は事業所内の相談室とする。
- 2 使用する課題分析票の種類は、全国社会福祉協議会の居宅サービス計画ガイドライン方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、事業所内、サービス事業所内又は居宅等とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第9条 利用料等については、別表に定めるとおりとする。費用の支払を受ける場合には、利用者 またはその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受 けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、桐生市(旧桐生市)の区域とする。

(事故発生時の対応)

第11条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(苦情処理等)

- 第12条 事業所は、利用者又はその家族からの苦情等を受けるための窓口を設置するとともに、 社会福祉法人邦知会苦情処理規程により必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、指定居宅介護支援以外の目的では 原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族 の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者 でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とす る。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとす る。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第15条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は家族に対し、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。
- 3 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者) による身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告 するとともに、必要な措置を講ずる。

(衛生管理等)

- 第16条 事業所は、設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、 衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び 訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供 を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業 務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。

(地域との連携等)

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携 及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(研修の機会の確保)

- 第19条 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、 業務体制の整備を行うものとする。
 - 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 継続研修 法人研修計画による

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 2 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的 な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに

より従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人邦知会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和 2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和 3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和 4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和 6年4月1日から施行する。

別表 第9条関係

利用料の額

内	容	金	額
法定代理受領サービス		厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額	